

改葬許可申請方法について

洲本市内の墓地に納骨されている遺骨を市内の他の墓地や市外の墓地へ移動する場合は、改葬許可証が必要になります。
申請される方は必要書類を提出してください。

1. 提出書類について

＜必ず提出していただく書類＞

- ・改葬許可申請書 ※1
- ・受入証明書 ※2

※以下のような場合、追加で書類等が必要になります。ご確認ください。

改葬される方が 2名以上の場合
→死亡者に関する事項(別紙) ※3

許可証の受け取りを郵送でご希望の方
→84円切手貼付済の返信用封筒
(戸籍謄本原本等の返送書類が増える場合は 切手を多めにご準備ください。)

改葬される方の死亡当時の本籍地が他市にある場合
→死亡当時の本籍地の戸籍(除籍) 謄本 ※4

現在の墓地の使用者と申請者が異なる場合
→改葬承諾書 ※5

改葬先の墓地の使用者と申請者が異なる場合
→墓地使用承諾書

現在お骨がある墓地の住所が分からない、もしくは墓地の名称が分からない場合
→現在墓地の位置図 (地図で場所を示してください)

注)

※1 改葬許可申請書中 埋葬の事実について、現在お骨がある墓地の管理者に証明をもらってください。

現在お骨がある墓地の地図

※2 改葬先の墓地管理者の方に証明をもらってください。
墓地使用者の欄には原則、申請者の方のお名前を記載してください。
新しい墓地使用者と申請者が異なっていましたら、
墓地使用承諾書を追加で提出してください。

※3 2人目以降の方のお名前、必要事項をこの書類に記載してください。

※4 死亡者の死亡年月日、死亡者と申請者との続柄がわかるものをご準備ください。

※5 現在の墓地使用者の承諾が必要です。

2. 改葬許可申請の流れ

改葬許可証の発行には申請書受理後、概ね1週間から10日程度を要します(年度末や許可申請件数が増えますとさらにお時間を要します)ので、予め余裕をもって申請をして下さい。(申請書の提出は郵送でも構いません。)

3. その他

申請方法についてご不明な点等ありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

◇お問い合わせ及び申請書提出先◇

656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市市民生活部生活環境課 衛生業務係

0799-22-3321 代表

0799-24-7607 直通